

第2期 調布市不登校児童生徒へ の 支援プラン 素案

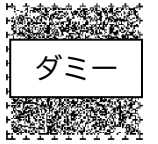
誰かとつながる、どこかでつながる、いつでもつながる

多様な学びの機会の充実を目指して

調布市教育委員会

ダミー

ダミー



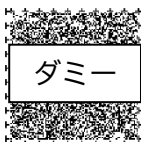
はじめに

令和9年3月
調布市教育委員会



目次

第1章 調布市不登校児童生徒への支援プランの概要	2
1 策定の経緯	2
2 策定の目的	2
3 計画期間	2
4 各計画等との関係.....	3
第2章 現状と課題.....	4
1 国や東京都の動向.....	4
(1) 国の動向	4
(2) 東京都の動向.....	6
2 調布市の現状	8
(1) 調布市の不登校の現状.....	8
(2) これまでの調布市教育委員会の不登校支援の取組.....	8
第3章 基本理念と基本方針.....	15
1 基本理念	15
2 基本方針について.....	15
基本方針1 魅力ある学校づくりを推進します（未然防止）	15
基本方針2 個に応じたきめ細かな支援を行います（早期把握・個に応じた支援） .	16
基本方針3 社会的自立に向けた支援を推進します（社会につながる支援）	16
3 イメージ図	17
第4章 施策.....	18
1 施策の体系図	18
2 各施策について	20
(1) 基本方針1 魅力ある学校づくりを推進します（未然防止）	20
(2) 基本方針2 個に応じたきめ細かな支援を行います（早期把握・個に応じた支援）	22
(3) 基本方針3 社会的自立に向けた支援を推進します（社会につながる支援）	25

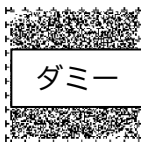


資 料 編..... 28

1 調布市の不登校を取り巻く動向..... 28

2 プランの策定経緯..... 31

3 用語解説 32





第1章 調布市不登校児童生徒への支援プランの概要

1 策定の経緯

調布市教育委員会では、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「調布市不登校児童生徒への支援プラン（以下「支援プラン」という。）」を策定し、不登校の未然防止や早期支援、多様な学びの機会や居場所の確保、社会的自立に向けた支援など、様々な取組を進めてきました。

この間、校内教育支援センター（校内別室）や教育支援センター等の多様な学びの場の充実をはじめ、児童生徒一人一人の状況に応じた支援を進めてきました。一方、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、その背景や要因も多様化・複雑化しています。こうした状況を踏まえ、これまでの取組の成果と課題を検証し、不登校の未然防止や早期支援、一人一人の状況に応じた多様な学びの保障、保護者への支援、地域や関係機関との連携などを一層充実していく必要があります。

これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、次期教育プラン等との整合を図り、不登校児童生徒への支援を一層充実させるため、支援プランを改定します。

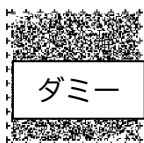
2 策定の目的

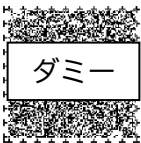
不登校は、多様な要因・背景によって生じるものであり、不登校というだけで「問題行動」と捉えるべきものではありません。

この前提に立ち、調布市では、全ての子どもが、安心して教育を受けることができるようにするとともに、一人一人の意思や状況に応じて、必要な人や場所とつながり、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることを目指します。また、学校、家庭、地域、関係機関が連携しながら、子どもたちの学びと社会とのつながりを支え、将来の社会的自立につなげていくことを目的として、第2期調布市不登校児童生徒への支援プランを策定します。

3 計画期間

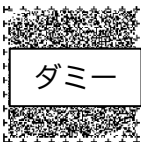
令和9年度から令和12年度までの4年間を計画期間とします。





4 各計画等との関係

年度	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
調布市基本計画	前期基本計画				次期計画期間			
調布市教育プラン	第4期 教育プラン				次期計画期間			
調布市 不登校児童生徒への 支援プラン		第1期計画			次期計画期間			



第2章 現状と課題

1 国や東京都の動向

(1) 国の動向

国では、教育機会確保法の施行や「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知等を通じて、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた教育機会の確保や、社会的自立に向けた支援を進めてきました。令和5年3月には、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（C O C O L Oプラン）」を策定し、不登校により学びにアクセスできない児童生徒をなくすことを目指して、多様な学びの場の確保や早期支援、学校の風土の「見える化」などの取組を推進しています。

さらには、「学びの多様化学校」や「チーム学校」の取組などを展開しています。

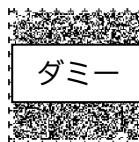
ア 教育機会確保法の施行

平成29年2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が施行されました。同法では、不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保を図るとともに、不登校児童生徒の状況に応じた学習活動への支援や、多様な教育機会の確保などを進めることとしています。

イ 「不登校児童生徒への支援の在り方について」

令和元年10月、文部科学省は「不登校児童生徒への支援の在り方について」を示しました。不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があるとしています。

また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つ場合がある一方、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立に影響を及ぼす可能性にも留意する必要があるとしています。



ウ 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書」

令和4年6月には、「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」が取りまとめられました。報告書では、不登校児童生徒の多様な状況やニーズを踏まえ、学校内外における教育機会を確保するとともに、児童生徒が安心して過ごせる居場所や学びの場を確保し、一人一人の状況に応じた支援を行うことの重要性が示されています。

エ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）

令和5年3月には、文部科学省が「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめました。不登校により学びにアクセスできない児童生徒をなくすことを目指し、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくりなど、不登校対策を総合的に推進する方向性が示されています。

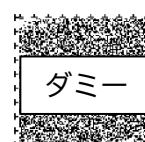
オ 学びの多様化学校の全国的な拡大

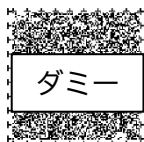
令和5年8月には、従来からの「不登校特例校」の名称を「学びの多様化学校」へと改称し、設置を促進する取組を開始しました。この「学びの多様化学校」は、令和8年度には、全国で計84校が設置される予定です。

カ 学校外学習の評価及び「チーム学校」としての指導体制の強化

令和6年度には、学校以外の場所での成果を、指導要録上の出席扱いや成績評価へ反映させるようルールを明確化しています。

令和8年度には、中学校における35人学級の計画的な整備など、教員の定数改善を進めることで、「チーム学校」として不登校を未然に防ぐ指導体制の根本的な強化に取り組んでいます。





(2) 東京都の動向

東京都では、不登校児童生徒の増加や支援ニーズの多様化を踏まえ、学校とのつながりを十分に持つことができていない児童生徒を含め、一人一人の状況に応じた支援の充実を進めています。安心して学べる学校づくりや早期からの支援、学校内外における多様な学びの場や居場所の確保、関係機関等との連携など、児童生徒の学びと社会的自立を支える取組を総合的に推進しています。

ア 不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援の推進

令和6年3月に策定した「東京都教育ビジョン（第5次）」では、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を柱の一つに掲げ、不登校児童生徒への支援の充実を位置付けています。学校とのつながりが十分に持てていない児童生徒をなくし、一人一人の状況に応じた支援を強化するとともに、身体面・心理面・社会面から児童生徒の状況を多角的に捉え、組織的な支援を進めています。

イ 安心して学べる学校づくりと早期支援の充実

不登校の未然防止や早期支援に向けて、児童生徒が安心して過ごし、学ぶことのできる学校づくりを進めるとともに、児童生徒の心身の変化を捉え、早期に必要な支援につなげる取組を推進しています。

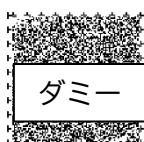
また、学校において一人一人の状況に応じた支援を行うことができるよう、校内における支援体制の充実を図っています。

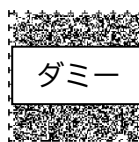
ウ 多様な学びの場や居場所の確保

学校への登校が難しい児童生徒も学びを継続し、自分に合った居場所や支援につながるできるよう、学校内外における多様な学びの場の確保を進めています。教育支援センターや学びの多様化学校、オンラインを活用した学びの場など、一人一人の状況やニーズに応じた多様な選択肢の充実を図っています。

エ 専門性の向上と関係機関等との連携強化

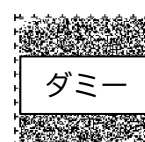
不登校児童生徒への支援の充実に向けて、教職員等が不登校児童生徒への理解を深め、一人一人の状況に応じた支援を行うための専門性や対応力の向上を図っています。また、学校、教育委員会、教育支援センター、フリースクール等の民間施設・団体が連携し、児童生徒の社会的自立に向けた支援を進めています。





【参考】東京都における不登校児童生徒支援の主な取組の経過〔年表〕

平成5年度	不登校生徒数が多い中学校に対して、不登校加配教員を配置
平成7年度	スクールカウンセラーの配置を開始
平成15年度	全公立中学校にスクールカウンセラーを配置
平成20年度	不登校児童生徒のための「個別適応計画」の様式を例示 スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援
平成21年度	不登校・若者自立支援フォーラムを開催 登校支援員（平成23年度から「家庭と子どもの支援員」に事業名 を変更）を配置する区市町村を支援
平成25年度	全公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置
平成27年度	「不登校・中途退学対策検討委員会」を設置し、報告書を公表
平成31年度	「児童生徒を支援するためのガイドブック」を作成
令和4年度	都内公立小・中学校等に在籍し、フリースクール等に通う不登校 児童生徒及びその保護者の支援ニーズやフリースクール等での活 動内容などを把握するため、「不登校児童生徒支援調査研究事業」 を実施
令和5年度	「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）」の開始 校内別室指導支援員の配置開始
令和6年度	フリースクール利用者への助成開始 「不登校対応校内分教室（チャレンジクラス）」の設置
令和7年度	「学びの多様化学校」が都内の公立9校で稼働
令和8年度	「多様な学びの場連携協議会」の設置 保護者向けの総合サポート「保護者のひろば」開催



2 調布市の現状

(1) 調布市の不登校の現状

調布市における不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和4年度の464人から令和6年度には596人となっています。また、不登校児童生徒の出現率についても上昇しており、令和6年度は小学校で2.08%、中学校で7.97%となっています。特に中学校では、小学校と比べて不登校児童生徒の割合が高い状況が続いています。

不登校の背景や要因は一人一人異なり、学校生活や友人関係、学習面、心身の状態、家庭での状況など、様々な事情が複雑に関係している場合があります。

そのため、不登校児童生徒数の増加という量的な変化だけでなく、背景や要因の多様化・複雑化にも目を向けるとともに、児童生徒一人一人の状況や支援ニーズを丁寧に捉え、早期から必要な支援につなげるとともに、多様な学びの場や居場所を確保するなど、一人一人に応じた取組を充実していくことが必要です。

(2) これまでの調布市教育委員会の不登校支援の取組

調布市教育委員会では、「支援プラン」に基づき、不登校の未然防止から早期対応・早期支援、多様な学びの場や居場所の確保、社会的自立に向けた支援まで、児童生徒一人一人の状況に応じた取組を進めてきました。

現行プランでは、「魅力ある学校づくりによる未然防止」「個に応じたきめ細かな早期対応・早期支援」「社会につながる支援」の三つの基本方針を掲げ、学校における支援体制の充実とともに、教育支援センター、学びの多様化学校分教室、訪問型支援など、学校内外における多様な支援を展開してきました。

次期プランの策定に当たっては、これまでの取組の成果を生かしながら、不登校児童生徒数の増加や背景・要因の多様化・複雑化等を踏まえ、児童生徒の意思や状態に寄り添った支援、多様な学びの保障、保護者への支援、地域や関係機関との連携などを更に充実していくことが求められています。

① 魅力ある学校づくりによる未然防止

■成果指標

成果指標※1	計画策定時※2	目標値	令和7年度
「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合	2022（令和4年度）実績 小学校 57.0% 中学校 54.3%	前年度の実績を上回る (小学校、中学校)	小学校 56.7% ↓ 中学校 56.8% ↑
「みんなで何かをするのは楽しい」と答える児童生徒の割合	2022（令和4年度）実績 小学校 70.5% 中学校 63.6%	前年度の実績を上回る (小学校、中学校)	小学校 71.1% ↑ 中学校 65.7% ↑
「授業に主体的に取り組んでいる」と答える児童生徒の割合	2022（令和4年度）実績 小学校 45.7% 中学校 46.8%	前年度の実績を上回る (小学校、中学校)	小学校 46.0% ↑ 中学校 50.4% ↑
「授業がよくわかる」と答える児童生徒の割合	2022（令和4年度）実績 小学校 55.5% 中学校 42.1%	前年度の実績を上回る (小学校、中学校)	小学校 54.3% ↓ 中学校 53.5% ↑

※1 成果指標は、国立教育政策研究所の委託事業である「魅力ある学校づくり調査研究事業」で示された質問項目を基にしています。調布市では、令和2年度以降、全校において本調査を実施しています。

※2 計画策定時の値は、「1 あてはまる、2 どちらかと言えばあてはまる、3 どちらかと言えばあてはまらない、4 あてはまらない」の4件法で実施した調査回答のうち、「1 あてはまる」と回答した割合を示しています。

■成果

- ・全ての児童生徒にとって安心して過ごすことのできる学校づくりに向けて、分かりやすい授業づくりを実施しました。
- ・協働的な学びを重視し、児童生徒同士で学び合う雰囲気づくりを推進しました。
- ・一人一人の個性や意見を認め合う関係づくり、児童生徒が主体的に取り組む教育活動などを推進しました。
- ・個別最適な学びや協働的な学びの充実を図るとともに、多様な個性や特性を認め合う教育活動を推進しました。
- ・日常の教育活動を通して、児童生徒一人一人を大切にするとともに、互いのよさや違いを認め合う取組を進め、安心して過ごすことのできる学校風土の醸成に取り組みしました。
- ・児童生徒の心身の状態を把握し、変化に早期に気付くための取組を実施し、不登校の未然防止や早期支援につなげました。

■今後の課題

- ・引き続き、全ての児童生徒が安心して学び、自分らしく過ごすことのできる学校づくりを進めるとともに、一人一人が授業や学校生活の中で活躍し、他者とのつながりを実感できる教育活動の充実を図る必要があります。
- ・不登校の未然防止に向けて、教職員の理解や専門性を高め、児童生徒の小さな変化を捉え、早期の支援につなげる体制を一層充実させる必要があります。
- ・児童生徒一人一人の特性や状況に応じ、自分に合った方法で気持ちや考えを表現し、他者と安心して関わるができるよう、日常の教育活動を通した人間関係づくりをさらに充実させる必要があります。

② 個に応じたきめ細かな早期対応・早期支援

■成果指標

成果指標	計画策定時	目標値	令和7年度
「児童生徒支援個別票」の作成率	2022（令和4年度）		
	実績		
	小学校 77.0% 中学校 92.7%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

■成果

- ・一人1台端末を活用した児童生徒の声を聴く機会の確保や心身の状況把握、児童生徒支援個別票の作成・活用、「チーム学校」による組織的な支援など、一人一人の状況に応じた早期対応・早期支援を推進しました。
- ・児童生徒支援個別票の作成率は、小・中学校ともに100%となり、目標を達成しました。
- ・不登校対策を推進する教員の配置や校内委員会の活用により、教職員が連携して支援を行う校内支援体制の充実を図りました。
- ・校内教育支援センター（校内別室）を整備し、教室に入りづらい児童生徒が学校内で安心して過ごし、学習や支援を受けられる環境の充実を図りました。
- ・教育支援会議を定期的に行い、教育支援センターや学びの多様な学校分教室等の関係職員が、児童生徒一人一人の状況や支援について情報を共有し、必要な支援を協議することで、関係機関の連携強化を図りました。
- ・教育支援センター「太陽の子」において、不登校児童一人一人の状況に応じた学習支援や体験活動、相談支援等を行い、安心して過ごすことのできる居場所や学びの機会の充実を図りました。
- ・学びの多様な学校分教室「第七中学校はしうち教室」において、不登校生徒一人一人の状況に応じた教育課程を編成し、個に応じた学習や体験活動等を通して、安心して学ぶことのできる環境や支援の充実を図りました。
- ・訪問型支援「みらい」において、教育支援センター等への来所が難しい不登校児童生徒に対し、自宅等を訪問し、一人一人の状況に応じた学習支援や相談支援を行うことで、児童生徒が人や学びとつながる機会の確保を図りました。
- ・中学生を対象とした教育支援センター「CANVAS」を新設し、不登校生徒が安心して過ごし、一人一人の状況に応じた学習支援や相談支援、体験活動等を受けることのできる新たな学びの場・居場所を整備しました。

■今後の課題

- ・児童生徒の意思や心身の状態を丁寧に捉え、本人の声を支援に生かすとともに、不登校や登校しづらい状況が生じた早い段階から、一人一人の状態に応じた支援につなげることが必要です。
- ・校内教育支援センター（校内別室）については、在籍学級とのつながりを大切にしながら、児童生徒一人一人の状況に応じた学習支援を充実するとともに、校内教育支援センター（校内別室）での学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映していくことが必要です。
- ・学校への登校のみを目標とするのではなく、本人のペースを尊重しながら学びを継続できるよう、個別の支援と校内における支援体制を充実させる必要があります。

③ 社会につながる支援

■成果指標

成果指標	計画策定時	目標値	令和6年度
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない児童生徒の割合	2022（令和4年度） 実績 小学校 33.9% 中学校 40.6%	小学校 0% 中学校 0%	小学校 2.0% 中学校 0%

（「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」による）

※ 国の調査結果を用いる指標のため、令和6年度実績を掲載

■成果

- ・不登校や登校渋り等の児童生徒や保護者に対し、教育支援コーディネーターや教育相談所相談員等による相談を実施し、一人一人の状況に応じて必要な支援につなげるなど、相談体制の充実を図りました。
- ・コミュニティ・スクールの全校導入を進め、学校運営協議会を通して、学校・保護者・地域が学校や児童生徒の状況について情報を共有し、地域とともに児童生徒の学びや成長を支える体制づくりを進めました。
- ・不登校児童生徒や保護者を対象とした進路相談や進路説明会を実施し、進路に関する情報提供や相談支援の充実を図りました。また、「学校に行きづらい子どもの保護者の集い」を開催し、保護者が悩みや不安を共有し、必要な情報を得ることのできる機会を設けました。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を強化し、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒の割合が大きく減少しました。
- ・各学校の不登校支援を担当する教員を対象とした「不登校に係る支援委員会」を開催し、不登校児童生徒への支援に関する情報や各学校の取組を共有するとともに、関係機関との連携を図ることで、学校における不登校支援の充実を図りました。
- ・「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」との連携を通して、関係機関との情報共有を進め、義務教育終了後を見据えた支援体制の充実を図りました。
- ・「不登校施策に係る検討委員会」を継続的に開催し、不登校支援に関する取組の実施状況や課題について共有・検討することで、施策の充実や改善につなげました。

■今後の課題

- ・不登校児童生徒の状況やニーズが多様化する中、一人一人が自分に合った学びの場や居場所、必要な支援を選択できるよう、多様な学びの機会を更に充実させる必要があります。
- ・不登校や登校しづらい状況にある児童生徒の保護者は、不安や悩みを抱えることもあることから、必要な情報を提供するとともに、保護者が相談や支援につながることでできる体制を充実させる必要があります。
- ・学校や教育支援機関だけでなく、家庭、地域、保健・福祉・医療等の関係機関、民間施設との連携を強化するとともに、義務教育終了後も見据えた切れ目のない支援につなげていく必要があります。

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

調布市教育委員会は、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、不登校支援を進めてきました。

本プランでは、これまでの基本理念を継承するとともに、児童生徒一人一人の意思を尊重し、誰もが自分に合った学びや居場所、人や社会とのつながりをもつことができるよう支援するという考え方を大切にします。

【基本理念】

どの子どもも、安心して教育を受けることができるようにします

どの子どもも、学びたいと思ったときに学べる環境を整えます

多くの大人が関わって、子どもたちの社会的自立を支えます

2 基本方針について

基本理念を基に、以下の3つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針1 魅力ある学校づくりを推進します（未然防止）

全ての児童生徒が安心して過ごし、自分らしく学ぶことのできる学校づくりを推進します。一人一人が大切にされ、自己存在感や充実感を得られる学校づくりを進めるとともに、児童生徒と教職員、児童生徒同士の信頼関係やつながりを育む「絆づくり」の充実を図ります。

また、一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動や、一人一人の多様性に応じた学び、他者との関わりを通じた学びを充実させ、児童生徒が主体的に学ぶことのできる環境を整えます。こうした取組を学校全体で進めるため、校長のリーダーシップのもと、全教職員が共通理解をもち、組織的に教育活動を推進します。

基本方針 2 個に応じたきめ細かな支援を行います（早期把握・個に応じた支援）

児童生徒一人一人の声に耳を傾け、心身の状態やその変化に早期に気づき、必要な支援につなげます。不登校の状況や背景は一人一人異なることから、本人の意思や状態を丁寧に捉え、休養の必要性も踏まえながら、本人にとって必要な支援や学びを共に考え、継続的に伴走します。

また、教職員や専門職等が連携して組織的に支援するとともに、一人一人に応じた多様で柔軟な学びの機会や居場所の確保・充実を図ります。

基本方針 3 社会的自立に向けた支援を推進します（社会につながる支援）

「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、将来の社会的自立につながるよう支援します。学校だけでなく、家庭や地域、関係機関等との関わりを広げることで、一人一人が自分に合った居場所や活動、学びの機会などに出会い、社会とのつながりを築いていくことを支えます。

また、保護者からの相談への対応や情報提供、交流の機会を充実させるとともに、福祉・医療、子ども・若者支援等に関わる関係機関や民間施設と連携し、義務教育終了後も見据えた切れ目のない支援につなげます。

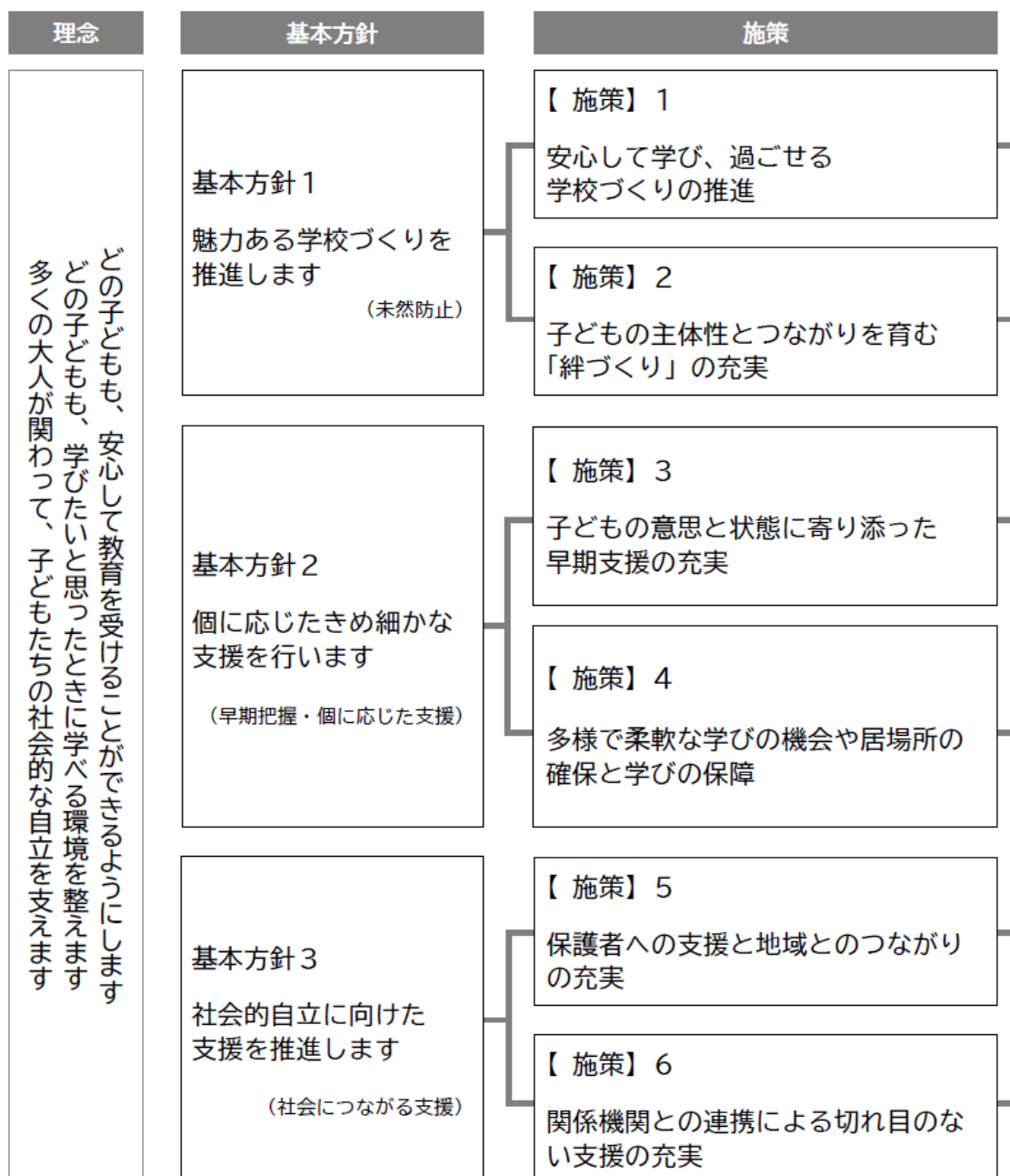
3 イメージ図

全ての児童生徒が誰かと、どこかで、必要なときにつながり、その保護者も孤立することのないよう、教育委員会では、一人一人の状況に応じた学びや相談の場を確保し、児童生徒の社会的自立を支えています。



第4章 施策

1 施策の体系図



主な取組

★印については新規の取組

- 1 児童生徒一人一人が安心して参加し、学ぶ楽しさを実感できる授業の充実
- 2 児童生徒一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動の充実
- 3 障害や国籍、言語等の多様性を尊重し、一人一人の個性や考えを認め合う意識の醸成
- 4 児童生徒のウェルビーイングの向上を目指した安心して学べる学校風土の醸成

- 5 児童生徒一人一人の多様な学びの機会の充実
- 6 児童生徒が主体的に考え、取り組むことができる体験活動の充実
- 7 互いを理解し、安心して関わることのできる人間関係づくりの充実
- 8 不登校の未然防止に向けた教職員の理解・専門性の向上 ★

- 9 児童生徒の声を聴き、支援に生かす取組の充実
- 10 児童生徒の心身の状況の把握と早期支援の充実
- 11 一人一人の状態に応じた学びへの伴走支援の充実 ★
- 12 一人一人の意思や状態を踏まえた個別の指導計画の作成・活用 ★
- 13 「チーム学校」による組織的な支援体制の充実
- 14 校内教育支援センター（校内別室）の機能充実による支援体制の強化

- 15 学びの多様化学校分教室 「第七中学校はしうち教室」の指導の充実と発展
- 16 教育支援センター「太陽の子」「CANVAS」における支援の充実
- 17 訪問型支援「みらい」における支援の充実
- 18 不登校児童生徒支援プロジェクト「SWITCH」の充実
- 19 チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置に向けた検討 ★
- 20 【再掲】校内教育支援センター（校内別室）の機能充実による支援体制の強化 ★

- 21 不登校や登校渋り等の児童生徒・保護者への相談体制の充実
- 22 コミュニティ・スクールの仕組みを活用した学校と保護者・地域との連携強化
- 23 進路相談、進路説明会、学校に行きづらい子どもの保護者の集い等の充実
- 24 児童生徒・保護者への多様な学びや支援に関する情報提供の充実 ★
- 25 地域における多様な体験や人とのつながりの充実 ★

- 26 教育支援会議の充実による関係機関の情報共有及び連携強化
- 27 スクールソーシャルワーカーの全校配置による直接支援の充実
- 28 「不登校に係る支援委員会」の充実による学校の支援力・連携力の向上
- 29 保健・福祉・医療等の支援機関や民間施設との連携強化
- 30 卒業後を見据えた「調布子ども・若者支援地域ネットワーク」との連携強化
- 31 「不登校施策に係る検討委員会」の継続的な開催

2 各施策について

(1)基本方針1 魅力ある学校づくりを推進します(未然防止)

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合	小学校 56.7% 中学校 56.8%	前年度の実績を上回る(小学校、中学校)
「みんなで何かをするのは楽しい」と答える児童生徒の割合	小学校 71.1% 中学校 65.7%	前年度の実績を上回る(小学校、中学校)
「授業に主体的に取り組んでいる」と答える児童生徒の割合	小学校 46.0% 中学校 50.4%	前年度の実績を上回る(小学校、中学校)
「授業がよくわかる」と答える児童生徒の割合	小学校 54.3% 中学校 53.5%	前年度の実績を上回る(小学校、中学校)

施策1 安心して学び、過ごせる学校づくりの推進

● 児童生徒一人一人が安心して参加し、学ぶ楽しさを実感できる授業の充実

- ・児童生徒一人一人が安心して授業に参加し、「分かる」「できる」という実感や学ぶ楽しさを感じられるよう、学習内容や指導方法を工夫します。
- ・一人一人の状態に応じて、本人が「これならできそう」と思える小さなステップを大切にし、達成感や自己肯定感を得られる授業づくりを進めます。

● 児童生徒一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動の充実

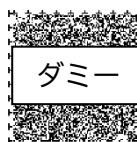
- ・児童生徒が、自分のよさや可能性に自ら気づき、それらを伸ばすとともに、これからの社会を生きていくために必要な資質・能力を育むため、児童生徒が自ら考え、選択・決定する機会を取り入れた教育活動を展開します。
- ・児童生徒が自分の考えを表現したり、互いの意見を聴き合い、対話・議論したりする場を設けるなど、主体的に学習に参加し、互いに協力して学ぶ機会の充実を図ります。

● 障害や国籍、言語等の多様性を尊重し、一人一人の個性や考えを認め合う意識の醸成

- ・児童生徒が、障害や国籍、言語等の様々な違いに関わらず、自他の個性や考えを尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる共感的な人間関係を育みます。
- ・通常の学級と特別支援学級や特別支援学校等との交流及び共同学習を充実させるとともに、「ふれあい月間」や「いのちと心の教育」月間等を通して、多様性を尊重し、互いに認め合うことの大切さについて考えを深める機会を設けます。

● 児童生徒のウェルビーイングの向上を目指した安心して学べる学校風土の醸成

- ・児童生徒一人一人が大切にされ、認められていると実感し、安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が日頃から児童生徒の声や心身の状態を丁寧に捉え、一人一人との関わりを大切にします。
- ・児童生徒が互いの違いを認め、自分らしく安心して学ぶことのできる学校風土を醸成し、児童生徒のウェルビーイングの向上を図ります。



施策2 子どもの主体性をつなぐ「絆づくり」の充実

主な取組

● 児童生徒一人一人の多様な学びの機会の充実

- ・児童生徒一人一人の特性や学習状況、興味・関心等に応じて、自らの学び方を選択しながら、主体的に学ぶことのできる環境の充実を図ります。
- ・児童生徒がそれぞれの考えや気付きを共有し、他者との関わりを通して学びを広げたり深めたりすることができるよう、多様な学びの機会を充実させます。
- ・一人1台端末等を効果的に活用し、一人一人の状況に応じた学習や、時間や場所にとらわれない学習など、多様な学び方を支える環境を整えます。

● 児童生徒が主体的に考え、取り組むことができる体験活動の充実

- ・児童生徒が自ら考え、主体的に取り組むことができる体験活動の充実を図ります。
- ・様々な体験や他者との関わりを通して、自らのよさや可能性に気付くとともに、互いに協力して取り組むことの大切さを学ぶ機会を設けます。

● 互いを理解し、安心して関わることのできる人間関係づくりの充実

- ・児童生徒が互いの気持ちや考え、個性や違いを理解し、尊重しながら、安心して関わることのできる人間関係づくりを進めます。
- ・日常の教育活動やソーシャルスキルトレーニング等を通して、自分の気持ちや考えを自分に合った方法で表現したり、相手の気持ちや考えを受け止めたりする機会を充実させます。

● 不登校の未然防止に向けた教職員の理解・専門性の向上

- ・教職員が不登校に関する理解を深め、児童生徒一人一人の様子や変化を丁寧に捉え、適切に関わることができるよう、不登校の未然防止に関する研修の充実を図ります。
- ・児童生徒理解や学級経営、よりよい人間関係づくりなどに関する理解と専門性を高め、学校全体で不登校の未然防止に取り組みます。



(2) 基本方針2 個に応じたきめ細かな支援を行います (早期把握・個に応じた支援)

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
不登校児童生徒の個別の指導計画を作成し、校内の支援会議等で活用している割合	小学校 100.0% 中学校 100.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%

※現状値は「児童生徒支援個別票」の作成率を示している。

施策3 子どもの意思と状態に寄り添った早期支援の充実

主な取組

● 児童生徒の声を聴き、支援に生かす取組の充実

- ・教職員等が、児童生徒の思いや願いに丁寧に耳を傾ける機会を設け、児童生徒が抱えている悩みや困難さを早期に把握します。
- ・児童生徒が自分の気持ちや考えを表しやすい環境を整え、本人の声をその後の支援に生かすとともに、必要に応じて、関係機関につなげます。

● 児童生徒の心身の状況の把握と早期支援の充実

- ・日常の学校生活や児童生徒との関わりを通して、一人一人の心身の状態や小さな変化を丁寧に捉え、早期の支援につなげます。
- ・一人1台端末等を効果的に活用し、児童生徒が自分の気持ちや心身の状態を伝えやすく、必要なときに相談できる環境の充実に図ります。

● 一人一人の状態に応じた学びへの伴走支援の充実

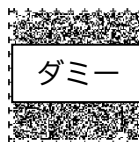
- ・児童生徒一人一人の意思や心身の状態、学習状況、家庭での様子等を丁寧に捉え、本人の思いや願いを踏まえて支援の方向性を共に考えます。
- ・本人のペースを尊重しながら、学習への意欲や状況に応じて学びを継続・再開できるよう、一人1台端末やオンライン教材等も活用し、一人一人に応じた学習内容や方法を工夫しながら、継続的に支援します。

● 一人一人の意思や状態を踏まえた個別の指導計画の作成・活用

- ・不登校や登校しづらい状況にある児童生徒について、本人の意思や心身の状態、学習状況等を踏まえ、一人一人に応じた支援を組織的・継続的に行うため、個別の指導計画を作成・活用します。また、進学時等に必要な支援が途切れることのないよう、学校間で適切に情報を引き継ぐ仕組みの充実に図ります。

● 「チーム学校」による組織的な支援体制の充実

- ・教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等がそれぞれの専門性を発揮して連携し、必要に応じて学校医や関係機関とも連携しながら、



児童生徒一人一人に必要な支援を組織的に検討します。

- ・校内における支援のコーディネート機能の充実を図り、必要に応じて関係機関とも連携しながら、適切な支援につなげます。

● 校内教育支援センター（校内別室）の機能充実による支援体制の強化

- ・自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内で安心して過ごし、一人一人の状態に応じた学習や支援を受けることができるよう、校内教育支援センター（校内別室）の機能の充実を図ります。
- ・在籍学級や教職員とのつながりを大切にしながら、本人の意思や状態に応じて、学習や活動への参加の仕方を柔軟に工夫します。



施策4 多様で柔軟な学びの機会や居場所の確保と学びの保障

主な取組

● 学びの多様化学校分教室「第七中学校はしうち教室」の指導の充実と発展

- ・不登校の生徒一人一人の状況や学習状況に応じた教育課程のもと、少人数指導や個に応じた学習、体験活動などを通して、安心して学び、自らの進路や将来を主体的に考えることができるよう、支援の充実を図ります。
- ・これまでの実践や成果を生かしながら、生徒の多様な学びのニーズに応じた教育活動の一層の充実と発展を図ります。

● 教育支援センター「太陽の子」「CANVAS」における支援の充実

- ・学校に行きづらさを感じている児童生徒が安心して過ごし、一人一人の状況に応じた学びや支援を受けることができるよう、学習支援や体験活動、相談支援等を行い、児童生徒が自分に合った学びや人とのつながりをもちながら、社会的自立に向かうことができるよう支援します。

● 訪問型支援「みらい」における支援の充実

- ・教育支援コーディネーター（教職経験者）や心理士が、不登校の児童生徒の自宅や公共施設等を訪問し、本人の意思や状態に応じた相談支援や学習支援、体験活動等を行います。外出や学校・教育支援センター等への通室が難しい児童生徒とも継続的につながり、一人一人の状況に応じた支援の充実を図ります。

● 不登校児童生徒支援プロジェクト「SWITCH」の充実

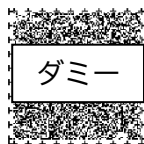
- ・大学と連携した不登校児童生徒支援プロジェクト「SWITCH」の一環として、メンタルフレンド、テラコヤ・スイッチを実施し、大学生等との継続的な関わりを通して、児童生徒が安心して人とつながり、自分のペースで学習や活動に取り組むことのできる機会の充実を図ります。

● チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置に向けた検討

- ・不登校の生徒が、学校内で安心して過ごし、一人一人の状況に応じた柔軟な学びを継続できるよう、教員を配置し、ゆとりある生活時程や個に応じた学習等を行うチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置を検討します。

● 【再掲】校内教育支援センター（校内別室）の機能充実による支援体制の強化

- ・自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内で安心して過ごし、一人一人の状態に応じた学習や支援を受けることができるよう、校内教育支援センター（校内別室）の機能の充実を図ります。
- ・在籍学級や教職員とのつながりを大切にしながら、本人の意思や状態に応じて、学習や活動への参加の仕方を柔軟に工夫します。また、校内教育支援センターでの学習状況や成果を適切に把握し、学習評価に反映します。



(3) 基本方針3 社会的自立に向けた支援を推進します (社会につながる支援)

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない児童生徒の割合	小学校 2.0% 中学校 0%	小学校 0% 中学校 0%

施策5 保護者への支援と地域とのつながりの充実

主な取組

● 不登校や登校しづらい等の児童生徒・保護者への相談体制の充実

- ・不登校や登校しづらい状況にある児童生徒が安心して相談できるとともに、保護者が悩みや不安を一人で抱え込むことなく必要な情報を得て、適切な支援につながるができるよう、教育支援コーディネーターや教育相談所相談員等による相談体制の充実を図ります。
- ・一人一人の状況に応じて、専門家や関係機関等と連携しながら継続的な支援につなげます。

● コミュニティ・スクールの仕組みを活用した学校と保護者・地域との連携強化

- ・コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校・保護者・地域が不登校を含む児童生徒の多様な状況への理解を深め、地域全体で児童生徒の学びや成長を支える取組を進めます。

● 進路相談、進路説明会、学校に行きづらい子どもの保護者の集い等の充実

- ・不登校の児童生徒が将来の進路を主体的に考えることができるよう、進路相談や進路説明会等の充実を図ります。
- ・保護者が悩みや不安を一人で抱え込むことなく、必要な情報を得たり、保護者同士で経験や思いを共有したりできるよう、「学校に行きづらい子どもの保護者の集い」等を通じた交流や支援の機会の充実を図ります。

● 児童生徒・保護者への多様な学びや支援に関する情報提供の充実

- ・不登校や登校しづらい状況にある児童生徒が、自分に合った学びの場や居場所、必要な支援を選択することができるよう、学校内外の多様な学びや支援に関する情報を児童生徒や保護者に分かりやすく提供します。



● 地域における多様な体験や人とのつながりの充実

- ・児童生徒が学校以外の場所でも安心して過ごし、社会とのつながりを広げることができるよう、地域の施設や活動、人材等の地域資源を生かし、多様な体験や、人と関わる機会の充実を図ります。
- ・学校とは異なる人や場所とのつながりを通して、一人一人の興味や関心を広げ、自分らしく社会と関わる経験を積み重ねることができるよう支援します。

施策6 関係機関との連携による切れ目のない支援の充実

主な取組

● 教育支援会議の充実による関係機関の情報共有及び連携強化

- ・教育支援センターや学びの多様な学校分教室等の関係職員が、児童生徒一人一人の状況や支援について情報を共有し、必要な支援を協議します。
- ・会議を通じた関係者間の連携を日常的な情報共有や具体的な支援につなげ、切れ目のない支援を推進します。

● スクールソーシャルワーカーの全校配置による直接支援の充実

- ・全市立小・中学校に配置したスクールソーシャルワーカーが、児童生徒や保護者への直接的な支援を行うとともに、学校や関係機関等との連携・調整を行い、一人一人が抱える課題に応じた支援につなげます。

● 「不登校に係る支援委員会」の充実による学校の支援力・連携力の向上

- ・各学校の不登校支援担当教員等を対象とした「不登校に係る支援委員会」を開催し、不登校児童生徒への支援に関する理解を深めるとともに、各学校の取組や実践事例を共有することで、学校における支援力の向上を図ります。
- ・教育支援センター等の関係機関の職員も参加し、それぞれの役割や支援について理解を深めるとともに、学校と関係機関との相互理解を深め、必要な支援に円滑につながることのできる連携体制の充実を図ります。

● 保健・福祉・医療等の支援機関や民間施設との連携強化

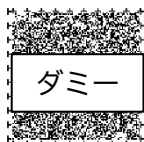
- ・児童生徒一人一人の状況やニーズに応じて必要な支援につなげるため、保健・福祉・医療等の関係機関や民間施設との情報共有や連携を強化します。学校や教育分野だけでなく、多様な支援機関がそれぞれの専門性や役割を生かしながら、児童生徒や家庭を支える体制の充実を図ります。

● 卒業後を見据えた「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」との連携強化

- ・義務教育終了後も切れ目なく必要な支援につながり、本人が希望する進路や社会参加に向かうことができるよう、「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」との連携を図ります。
- ・高校等への進学やその後の生活も見据え、本人や保護者の意向を踏まえながら、関係機関との情報共有や支援の引継ぎを行い、継続的な支援につなげます。

● 「不登校施策に係る検討委員会」の継続的な開催

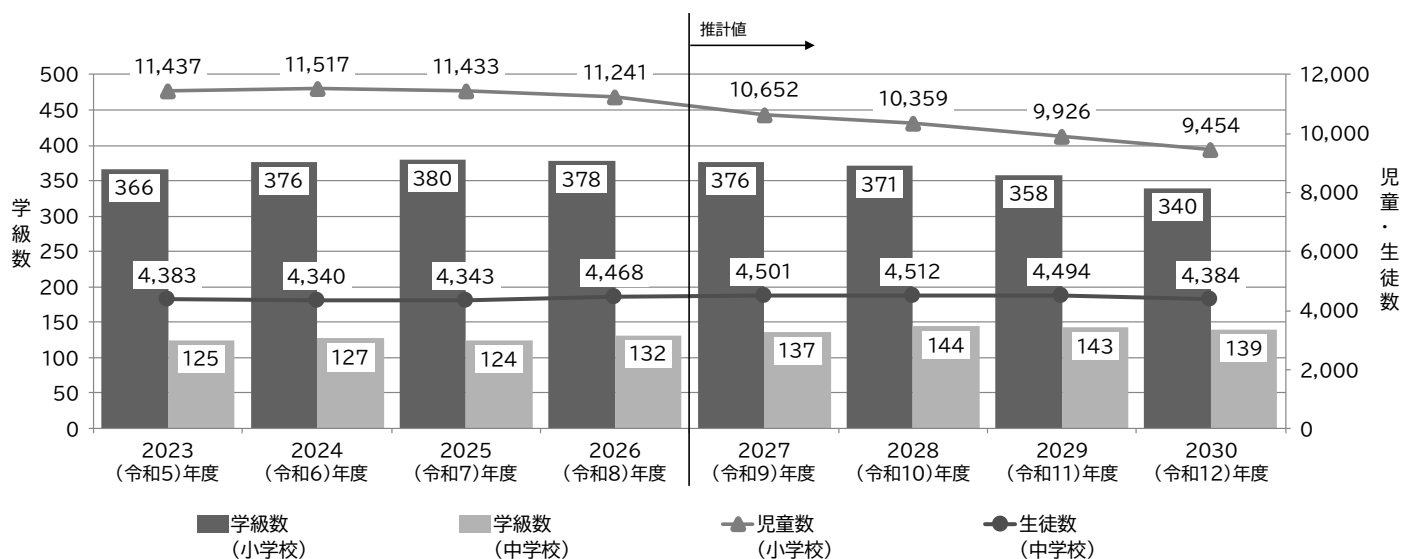
- ・不登校支援に関する取組の実施状況や成果指標、児童生徒・保護者の声等を踏まえて成果と課題を継続的に検証し、より効果的な施策につなげるため、「不登校施策に係る検討委員会」を継続して開催します。



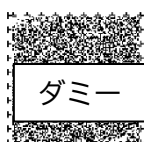
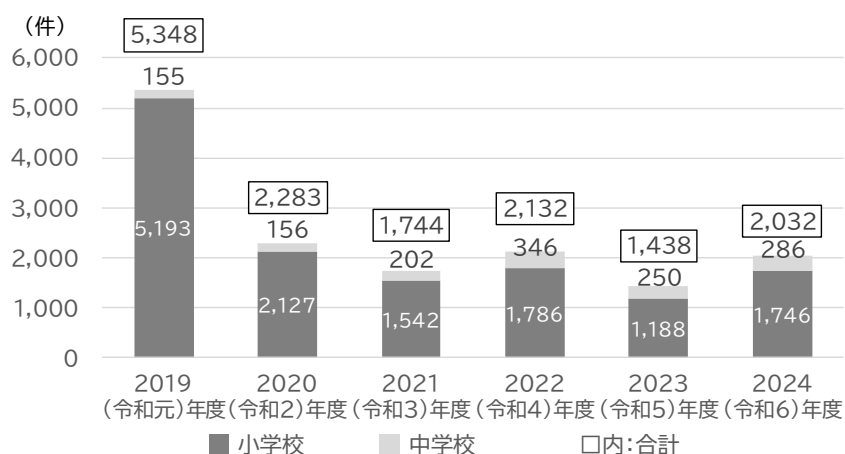
資料編

1 調布市の不登校を取り巻く動向

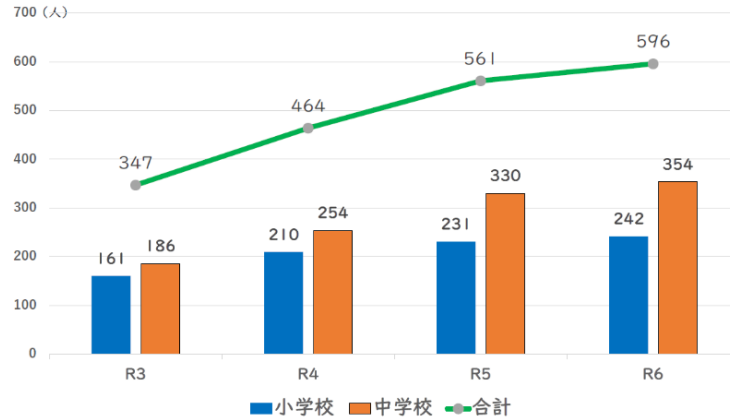
(1) 児童・生徒数、学級数の推移



(2) いじめの認知件数



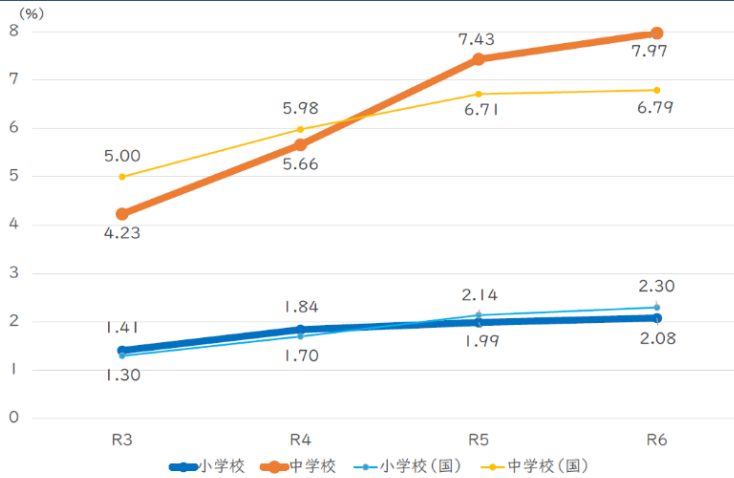
(1) 不登校児童・生徒数の推移



- 令和6年度における長期欠席児童生徒のうち、不登校児童生徒数は小学校242人、中学校354人（合計596人）である。
- ここ数年、不登校児童生徒数は増加しており、国も同様の傾向にある。

5

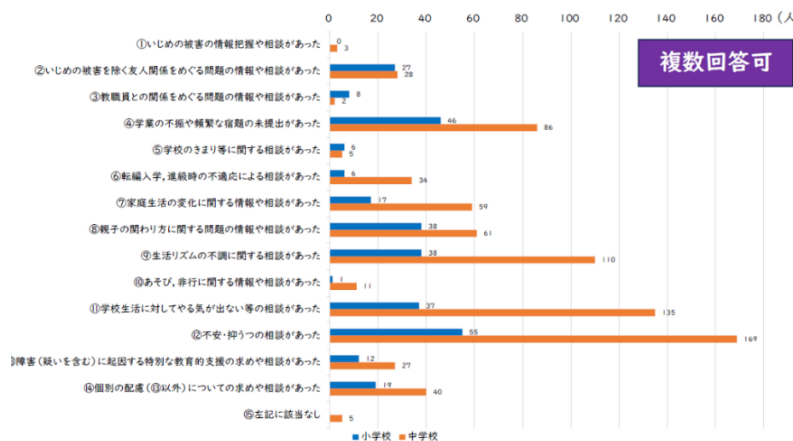
(2) 不登校出現率



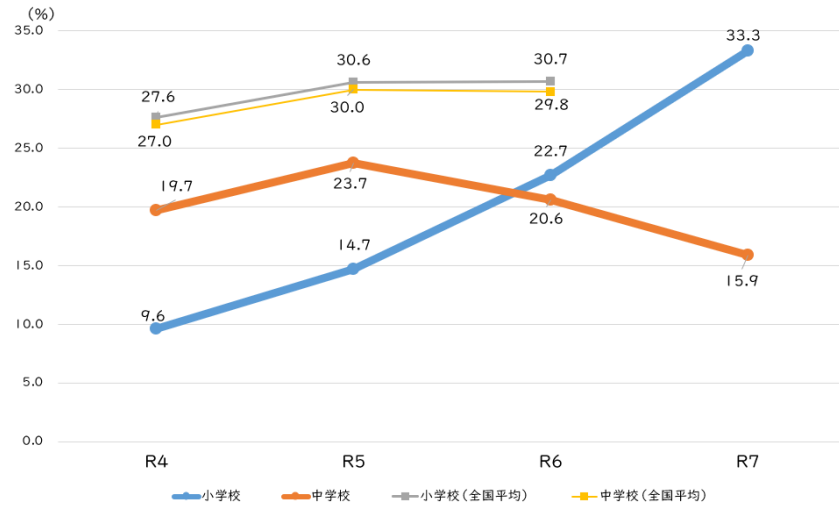
- 不登校出現率は、小学校2.08%、中学校7.97%であり、その割合は小・中学校ともにここ数年上昇している。
- 小学校は全国平均より0.22ポイント低いが、中学校は全国平均よりも1.18ポイント高い。

6

(3) 不登校児童・生徒について把握した事実



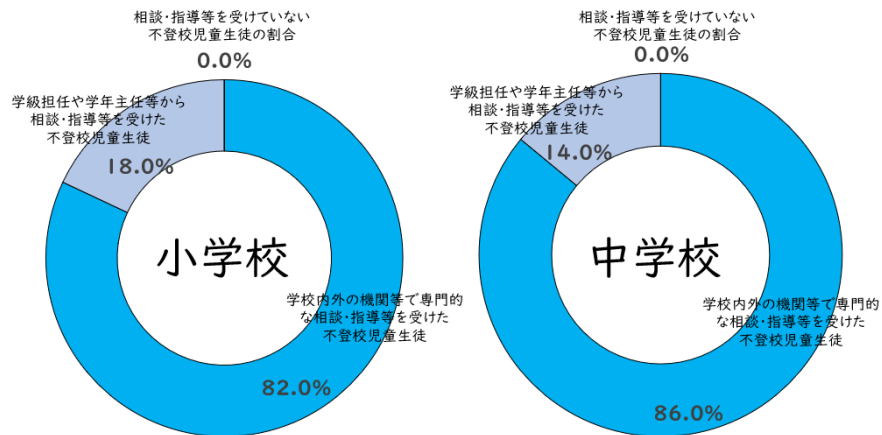
(4) 学校復帰率



○ 令和7年度の学校復帰率は、小学校33.3%、中学校15.9%である。令和6年度と比較して、小学校は大きく増加し、中学校は低下している。

5

(5) 学校内外の機関等への相談状況



○ 令和7年度において、学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒は、小学校81.6%、中学校86.4%である。学級担任や学年主任等から相談・指導を受けた不登校児童生徒は、小学校18.4%、中学校13.6%である。
○ 学校内外の機関及び学級担任や学年主任等のいずれの相談・指導も受けていない不登校児童生徒は、小・中学校共に0%である。

6

2 プランの策定経緯

(1) 調布市不登校施策に係る検討委員会の開催

○開催経過

回	開催日	議 事
第1回	令和8年7月14日(火)	1 教育委員会あいさつ 2 委員紹介 3 委員長・副委員長の選任 4 事務局説明 5 質疑、意見交換等 6 事務連絡
第2回	令和8年9月15日(火)	1 事務局説明 2 質疑、意見交換等 3 次回日程等
第3回	令和8年●月●日(●)	1 事務局説明 2 質疑、意見交換等 3 その他事務連絡等
第4回	令和9年●月●日(●)	

○調布市不登校施策に係る検討委員会委員名簿

No.	委員氏名	委員区分	
1	松尾 直博 ◎	学識経験	東京学芸大学 教育学部 教授
2	横地 美由紀	市民	市民委員
3	大澤 拓巳	市民	市民委員
4	宮川 駈	市民	市民委員
5	西山 豪一	小学校	調布市立小学校長会 柏野小学校長
6	馬場 誠	中学校	調布市立中学校長会 第八中学校長
7	小宮山 香織	学びの多様化 学校	学びの多様化学校分教室「はしうち教室」
8	小鍛冶 誠一 ○	教育 委員会	教育部指導室長
9	藤倉 正道		教育部指導室教育支援コーディネーター
10	高寄 みな		教育部指導室教育相談心理職専門員
11	石川 士朗	市長部局	子ども生活部児童青少年課長
12	三井 豊		子ども生活部子ども家庭センター 親子相談担当課長
13	坂本 祐樹	調布市子ども・ 若者総合支援事 業受託団体	調布市社会福祉協議会 福祉相談事業課 子ども若者支援係長
事務局		教育部指導室 指導室教育支援担当課長兼教育相談所長 山崎 亜子 教育部指導室教育支援担当主幹 海馬澤 一人 教育部指導室 教育支援係長 森 ゆかり 教育部指導室 教育支援担当 指導主事 別所 研人 教育部指導室 教育支援係 主査 武井 徹 教育部指導室 教育支援係 主査 小山 暢子	

◎は委員長、○は副委員長

3 用語解説

あ行

いのちと心の教育月間（●頁）

調布市では、12月10日の世界人権デーに合わせて、毎年12月を調布市「いのちと心の教育」月間と定めている。いのちの大切さを伝える校長講話、道徳科等における「生命尊重」を扱った授業の実施等の取組を通じて、児童生徒が自他の生命を尊重する心情や他者との違いを理解し、互いに認め合うことについて考える機会としている。

ウェルビーイング（●頁）

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、個人だけでなく、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることも含む。教育においては、幸福感や学校・地域でのつながり、協働性、自己肯定感、自己実現などの要素が重視されている。

か行

ここあ（調布市子ども・若者総合支援事業ここあ）（●頁）

学校・家庭生活などに関する困りごとに関して、子ども本人や家族からの相談に応じる機関。面談や訪問等により、今後の手だてを一緒に考え、必要に応じて居場所事業等の案内を行う。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（●頁）

平成28年に制定された法律で、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としている。

教育支援センター（●頁）

不登校の児童生徒に対し、一人一人の状況に応じた学習支援や相談、体験活動等を行う施設。調布市では、小学生を対象とした「太陽の子」と、中学生を対象とした「CANVAS」を設置している。

校内教育支援センター（校内別室）（●頁）

不登校や不登校傾向にある児童生徒が、自分のクラスに入りづらいときなどに、安心して過ごすことができる学校内の居場所。空き教室等を活用し、一人一人の状況に応じて、自分に合ったペースで学習や生活ができるよう支援している。

個別最適な学び・協働的な学び（●頁）

「個別最適な学び」とは、児童生徒一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じて指導方法や教材等を工夫するとともに、興味・関心等に応じた学習活動を通して、自ら学習を調整しながら学ぶこと。「協働的な学び」とは、児童生徒同士や地域の人など多様な他者と協働しながら学ぶこと。それぞれの学びを一体的に充実し、児童生徒一人一人の可能性を引き出すことが重視されている。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（●頁）

「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」という。「学校運営協議会」は法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校・保護者・地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めることを目的としている。

さ行

社会的自立（●頁）

社会の中で、他者と連携・協働し、必要に応じて支援を受けながら、自分らしく生きていくことをいう。

児童生徒支援個別票

不登校の状態にある、または不登校傾向のある児童生徒の状況やニーズ、変化を把握し、一人一人に応じた支援につなげるために作成するもの。個別票を活用して教職員間で情報を共有するとともに、児童生徒の状況に応じた支援の検討や、必要に応じて関係機関につなぐために活用している。

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（●頁）

児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について、毎年度、文部科学省が行っている調査のことをいう。

児童生徒を支援するためのガイドブック（●頁）

全ての教員が不登校の要因や背景を正しく理解した上で児童生徒の状況に応じた適切な支援を行うことで、児童生徒が豊かな学校生活を送り、社会的に自立できることを目的として、東京都教育委員会が作成した教職員向けのガイドブック。

スクールカウンセラー（●頁）

児童生徒が抱える不安や悩みへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助など、児童生徒の心の問題に関する様々な相談活動を行う心理専門職。

スクールサポーター（●頁）

通常の学級で特別な支援を要する児童生徒に対して、各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置している。

スクールソーシャルワーカー（●頁）

児童生徒や保護者からの相談に応じ、家庭訪問や関係機関との連携・調整等を行う専門職。福祉的な観点から、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、必要な支援につなげる役割を担う。

すこやか（調布市子ども家庭支援センターすこやか）（●頁）

子育てに関する総合的な支援施設。相談は、ケースワーカーや心理士などの専門職が対応する。必要に応じて、所内サービスを紹介し、地域の関係機関と連携する。

青少年ステーション「CAPS」（●頁）

中・高校生世代への健全な居場所を提供するとともに、中・高校生世代が自分たちの想像力を発見し、伸ばし、さらにその力を地域に還元することで、中・高校生世代を通じてすべての人につながった街づくりを目指す施設。

青少年の居場所「K i i t o s」（NPO法人）（●頁）

中学生から20代の若者を対象とした居場所。一人で過ごしたり、悩みを相談したり、仲間と一緒にご飯を作って食べたりすることができる施設。

ソーシャルスキルトレーニング（●頁）

人との関わりや集団生活の中で、自分の気持ちや考えを表現したり、相手の気持ちや立場を理解したりするための力を育む取組。様々な場面を想定した活動等を通して、自分に合った方法で気持ちや考えを伝え、互いの違いを理解しながら関係を築く力を育む。

た行

学びの多様化学校分教室「第七中学校はしうち教室」（●頁）

平成30年4月に全国初の分教室型の不登校特例校として、第七中学校に開設した。不登校生徒を対象に、特別に編成した教育課程に基づく多様な学びの機会を提供し、一人一人の状況に応じた支援を行っている。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（●頁）

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するため、令和5年3月31日に文部科学省が取りまとめたプラン。

チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）（●頁）

不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、中学校等の校内に設置する分教室のこと。教員を配置し、ゆとりある生活時程のもと、生徒一人一人の状況に応じて、個別学習や集団学習など自分に合った方法で学ぶことができるよう支援する。東京都が令和6年度から設置を推進している。

調布市子ども・若者支援地域ネットワーク（●頁）

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定に基づく協議会。教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者に対する支援に関係する機関、団体等が連携し、社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者を支援するため設置している。

テラコヤ・スイッチ（●頁）

不登校状態にある小学校4年生から中学校3年生までを対象に、比較的年齢の近い大学生・大学院生が「お兄さん・お姉さん」的な役割で関わり、学習へのきっかけづくりや、少人数で楽しく過ごす時間を提供する取組のこと。児童生徒の居場所づくり、コミュニケーション能力の育成を目指す。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。

は行

不登校（全頁）

文部科学省では、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）にあり、年間の欠席日数が30日以上のある者」と定義している。

不登校児童生徒支援プロジェクト SWITCH（●頁）

不登校児童生徒への支援の取組として、東京学芸大学・松尾研究室と連携して行っている事業。メンタルフレンドの派遣事業、不登校児童生徒の指導計画への助言、テラコヤ・スイッチなどに取り組んでいる。

ふれあい月間（●頁）

児童生徒のいじめ問題及び不登校問題について、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、東京都教育委員会が指定している重点月間（6月、12月、2月）のこと。

ま行

学びの多様化学校（●頁）

不登校児童生徒の実態に配慮し、特別に編成された教育課程に基づいて教育を行う学校。一人一人の状況に応じて、授業時間や学習内容、指導方法等を工夫しながら

ら、学習や社会的自立に向けた支援を行う。従来は「不登校特例校」と呼ばれていたが、令和5年8月に「学びの多様化学校」に名称が変更された。調布市では、分教室型として「調布市立第七中学校はしうち教室」を設置している。

メンタルフレンド（●頁）

比較的年齢の近い大学生・大学院生が継続的に関わることで、児童生徒が安心して人とつながり、自分のペースで活動したり学んだりすることを支援する取組。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。

刊行物番号

〇〇〇〇—〇〇〇〇

調布市不登校児童生徒への支援プラン

(令和９年度～令和１２年度)

発行日 令和９年●月

発 行 調布市教育委員会

教育部 指導室

〒１８２－００２６ 調布市小島町２－３６－１

T e l ０４２－４８１－７５８５